



学習用端末貸与・購入費一部補助について

経済的に困難を抱える(所得が一定の基準に該当する)世帯の方に対し、以下の支援を行います。※支援②は新入生のみ対象です。 支援対象に該当するかの確認や申請方法の詳細は、裏面<問合せ先>までご連絡ください。



支援①：学習用端末の貸与

【対象】保護者等全員の住民税所得割※が**非課税**の世帯

【概要】授業で必要となる学習用端末の貸与

必要に応じモバイルルーター機器貸付(通信契約および通信料は利用者負担)

【貸与期間】随時申請を受け付けし、**原則卒業まで貸与**

【提出書類】・貸与申請書 ・保護者等全員の課税証明書

・生活保護受給証明書(生活扶助を受けている場合)

※申請を希望される場合は、学校事務室までご相談ください。

【留意事項】**住民税所得割が非課税世帯は、貸与対象。**

購入費一部補助は受けられません。

《参考》 支援対象区分の確認

課税証明書の様式は市町村ごとに異なりますが、記載内容は同一ですので該当部分を確認してください。

課 税 証 明 書

令和4年度

氏 名	笠原 太郎	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 男
住 所	茨城県〇〇市〇〇756番地	

所得割の合計が0円の場合、貸与対象です。

課 税 標 準 額		税 額		
課税総所得	〇〇〇,〇〇〇円	所 得 割	均 等 割	年 税 額
以下余白		市	円	円
		県	円	円
令和3年分所得の内訳		所得控除の内訳		
給与所得金額	円	社会保険料控除額	円	同一生計配偶者
(給与収入)	円	生命保険料控除	円	扶養親族 老人
以下余白		基礎控除額		人(内同居老親 人)
		基礎控除額		人・16歳未満 人・その他 人
		以下余白		人(内同居 人)・その他 人
課税標準額(課税総所得)		調整控除額(市町村分)		
		税額控除等の内訳	市民税	県民税
		税額控除前所得割額	円	円
		調整控除額	〇,〇〇〇円	円
		配当控除額	円	円
		住宅借入金等特別税額控除額	円	円
		新附金税額控除額	円	円
		外国税額控除額	円	円
		税額調整措置額	円	円
		所得控除合計	円	円
		配当割・株式等譲渡所得割控除額	円	円
合計所得金額	円	備考欄に記載されている市町村もあります。		
総所得金額等	円	標準課税額	〇〇〇,〇〇〇円	調整控除額(市町村)
				〇,〇〇〇円

支援②：学習用端末購入費の一部補助

【対象】住民税所得割が**非課税に準ずる**世帯（新入生のみ対象）

住民税所得割が非課税世帯の方は、「支援①：学習用端末の貸与」の対象となるため、「支援②：学習用端末購入費の一部補助」は対象外となります。

【実際の基準】

保護者等全員の

「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」
の合算額が1円以上51,300円未満

（市町村発行の証明書類で確認）表面をご参照ください。

【概要】学習用端末**本体**購入金額の1/2(上限22,500円)を補助

（本体と別に購入が必要な場合は、有線接続キーボードまで対象。）

【申請期限】令和5年5月31日までに下記書類を学校事務室へ提出

（申請期限までに納品未了の場合も申請は受け付けます。必ず期限内に申請を行ってください。）

【提出書類】☐ 交付申請書

☐ 保護者等全員の令和4年度課税証明書

☐ 補足様式（課税証明書に課税標準額、調整控除額の記載がない場合）

☐ 端末購入の領収書等

領収書等(レシート可)の原本が必要です。

以下の内容が明記されていること

① 領収日（令和5年3月18日以降の日付）

② 購入者名

③ 端末**本体**の購入代金

④ 端末商品名および端末型番

⑤ 販売事業者名



※ご注意ください

携帯ショップで通信料と合算の分割による購入の場合は補助対象になりません。

【留意事項】

- ・領収日が令和5年3月18日以降の日付に限ります。
- ・ポイントで支払った分は対象となりません。
- ・申請期限を過ぎてからの申請は、交付対象外です。

◆各支援の申請を希望する場合には、申請用紙をお渡ししますので、お早目に事務室へご連絡ください。

◆各支援対象の世帯年収はあくまで目安のため、家族構成等によっては、支援対象外となる場合があります。